

北広島町川小田小水力発電所設備更新事業

公募型プロポーザル実施要領

北広島町

令和 8 年 7 月 21 日

1 事業の概要

(1) 事業名

北広島町川小田小水力発電所設備更新事業

(2) 施工場所

北広島町川小田小水力発電所（広島県山県郡北広島町細見大原 10286 番地 69）

(3) 履行期間

設計業務：設計業務委託契約締結後、令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

施工業務：設計業務終了後、本契約締結（仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる）後、令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

ただし、解体・撤去、施工等について、機器や部材などの納期が見通せないなど、やむを得ないと認められる場合は、令和 9 年度に繰越して実施することも想定しうる。この場合は、事前に十分な時間的余裕をもって、町担当者と協議すること。

(4) 提案上限額

設計業務 52,426,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

工事（解体・撤去、施工等） 580,844,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
以内

(5) 事業目的

本町は、令和 4 年 8 月に「2050 年ゼロカーボンタウン」を表明し、再生可能エネルギー導入拡大による脱炭素社会の実現とエネルギーの地産地消による地域経済の活性化に取り組むとともに、令和 7 年 5 月には、環境省「脱炭素先行地域（第 6 回）」に選定され、行政主導による小水力発電の推進モデルの構築に向けて取り組んでいる。

本事業は、北広島町脱炭素先行地域計画に基づき、川小田小水力発電設備（以下「設備」という。）の更新事業を行う。

なお、本事業は脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）の令和 7 年度予算（繰越）及び令和 8 年度予算を活用して実施する。

(6) 事業内容

本事業は、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用し、より高効率かつ費用対効果の高い設備を選定するとともに、限られた期間内に対象施設の整備を完了させる観点から公募型プロポーザル方式により最も優れた事業者を選定するものである。

本事業を実施する、民間事業者（以下「選定事業者」という。）が設備の設計業務、解体・撤去業務、施工業務を行い、北広島町（以下「町」という。）指導検査監の検査に合格し、速やかに町に引き渡すものとする。

本契約期間には、設計、解体・撤去、施工、監理、関係機関への許認可申請支援、竣工図書の提出までの一切の業務を含むものとし、完了日までに関係機関が発出する書類の原本を町へ提出することとする。

詳細については、別添「要求水準書」のとおりとする。

なお、本要領及び提出書類等様式に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

(7) 事業の方式

設計・施工一括方式（DB方式）とし、公募型プロポーザル方式により契約優先交渉権者を決定する。

(8) 事業の流れ

ア 町は、設備更新に係る提案を公募し、事業者を選定する。

イ 町と選定事業者は設計業務委託契約を締結し、設備更新のため設計を行い、設計が完了した後速やかに町へ報告する。

エ 町は、設計業務の完了検査を実施し、問題がなければ引き渡しを受ける。

オ 町と選定事業者は、施工業務に係る契約（仮契約後、議会における議案の可決をもって本契約となる）を締結し、設備更新を実施する。

カ 町は、設備更新完了後、指導検査監による検査を行い、検査対象となる設備に問題がなければ、引き渡しを受ける。

(9) 選定事業者の業務

別紙「要求水準書」に記載のとおり。

2 応募者の要件

(1) 応募者の定義

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独の事業者（以下、「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下、「構成員」という。）により構成される連合体（以下、「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下、「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(2) グループの構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、町がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

(3) その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、町がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

3 参加資格要件

(1) 共通事項（単独事業者及びグループ）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

ではないこと。

ウ 公告の日から本事業の契約締結の日までの間に、営業停止処分又は本町から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。又は、第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

オ 公告日において、北広島町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、契約締結の日までに登録される予定者も含む。

カ 町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（2）業務別の参加資格要件

ア 設計業務に係る参加資格要件

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、公告の日において、当該登録を受けてから5年を経過している者であること。

b 過去に小水力発電設備の実施設計を行った実績を2件以上有していること。

c 要求水準書に示す資格等を有する者を設計管理責任者として配置できること。

イ 施工業務に係る参加資格要件

a 本町の北広島町入札参加資格者名簿（「土木一式工事」、「建築一式工事」又は、「電気工事」のいずれか1つ以上）に登録されている者であること。

b 管工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の特定建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから5年を経過している者であること。

c 過去に小水力発電設備の施工実績を2件以上有していること。（元請又は一次下請を含む。）なお、グループによる施工の場合は、代表者として施行実績があること。

d 要求水準書に示す資格等を有する者を施工管理責任者及び現場代理人として、本業務の工事施工に配置できること。

4 プロポーザルのスケジュール

内容	日程（期限）	備考
募集開始	令和8年7月21日（火）	閲覧場所：北広島町ホームページ
質問受付	令和8年7月27日（月）まで	提出方法：電子メール
質問回答期限	令和8年7月31日（金）まで	回答方法：北広島町ホームページ
参加申込書の提出	令和8年8月7日（金） 午後5時まで	提出方法：電子メール等
参加承認通知	令和8年8月14日（金） 午後5時まで	通知方法：電子メール
企画提案書の提出期限	令和8年8月21日（金） 午後5時まで	提出方法：電子メール等

選定審査会（プレゼンテーション）	令和8年9月1日（火）	北広島町役場本庁
審査結果の通知	令和8年9月4日（金）（予定）	通知方法：電子メール、 北広島町ホームページ

5 資料の提供

プロポーザル参加承認が決定した事業者には、対象施設に関する情報提供のため、竣工図等を提供し、本事業の検討のみに使用するものとする。参考資料の取扱いは、協力者以外への配布を禁止とし、取扱いに注意すること。また、使用目的を終えた後には、資料返却やデータ消去を行うこと。なお、図面と現状設備とに相違がある場合は現状を優先する。

6 質問受付・回答

（1）質問方法

質問書（様式第7号）を作成し、質問受付期間内に電子メールに添付して提出すること。電話、FAX、口頭及び持参による質問は不可とする。

件名に「北広島町川小田小水力発電所設備更新事業への質問」と記載し、電子メール送信後必ず電話により受信確認連絡をすること。なお、本業務に係る質問以外は回答しない。

（2）送信先

「8 町の担当窓口」の電子メールアドレスによる。

（3）回答方法

質問受付期日までに提出されたすべての質問の回答は、質問回答期限までに随時、町ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 応募書類の提出方法

（1）資格審査

ア 提出書類

持参又は郵送の場合は6部を提出すること。電子メールの場合は、「提出書類①～④（必要に応じて⑤～⑧）」を1つのフォルダにまとめて提出する。このときデータ形式はPDFとすること。ただし、メール受信容量が10MBのため、これを超える場合は複数ファイルに分割し、分割送信すること。

<共通>

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要説明書（様式2）
- ③ 業務実績書（様式3）
- ④ 技術者の経歴（様式4-1、様式4-2）

<北広島町競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ>

- ⑤ 最新決算年度の財務諸表（写し可。貸借対照表及び損益計算書。）
- ⑥ 町税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。提出日から3か月

以内に発行されたもの。)

⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。)

⑧ 印鑑証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。)

イ 提出先

「8 町の担当窓口」とする。

ウ 受付時刻

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし土日祝日等の閉庁日を除く。

エ プロポーザルへの参加承認通知

参加申込に係る書類の確認後、提案審査（プロポーザル）への参加の可否を電子メールで通知する。

(2) 企画提案書類等の提出

提案審査への参加承認を受けた事業者は、以下の書類を企画提案書等の提出期限までに提出すること。なお、提出後の提案内容等の修正は一切認めない。

ア 応募

持参又は郵送の場合は、6部（ただし「①企画提案書届出書」は1部のみでよい）作成し提出する。電子メールの場合は、「(1) 提出書類①～⑥」の全てを1つのフォルダにまとめて提出する。このときデータ形式はPDFとすること。ただし、メール受信容量が10MBのため、これを超える場合は複数ファイルに分割し、分割送信すること。

<提出書類>

- ① 企画提案書提出届（様式5）
- ② 企画提案書（様式自由）
- ③ 業務実施体制（様式6）
- ④ 実施体制図（様式自由）
- ⑤ 工程表（様式自由）
- ⑥ 提案見積書（様式自由）

イ 提出書類は、日本工業規格A4を用い、以下の点に注意し作成すること。

- ① 企画提案書は、両面印刷、カラー可、20ページ以内（両面印刷の場合10枚以内）、本文フォントサイズ10.5以上で作成すること。企画提案書の作成にあたっては、要求水準書や本プロポーザル評価基準を踏まえて提案するほか、要求事項に対する手法や仕様書に記載のない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待する。
- ② 実施体制図及び工程表は、仕様書に示す業務内容における実施方法、業務の進行など具体的に記載すること。業務の一部を再委託する場合は、再委託先の企業の名称と再委託しようとする作業の内容を記載すること。なお、業務の主たる部分を再委託することは原則として認めない。
- ③ 提案見積書は、仕様書に示す業務ごとに、本事業に係る所要経費を全て見積もり、見積りの根拠となった明細を明らかにすること。

参加する事業者が課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。（前記に加えて、消費税及び地方消費税相当額を見積書に記載することは差し支えない）

ウ 提出先

「8 町の担当窓口」とする。

エ 受付時刻

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし土日祝日等の閉庁日を除く。

（3）応募にあたっての留意事項

ア 実施要領の承諾

応募者は、要領等の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出等に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ① 応募資格がない者による応募
- ② 代表事業者以外の者による応募
- ③ 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- ④ 提出期限までに必要書類が提出されなかった応募
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ⑥ 応募者及びその代理人が行った2以上の応募
- ⑦ その他募集に関する条件に違反した応募

カ 応募の辞退

参加表明をした者は、企画提案書類等の提出期限の前日までは応募を辞退することができる。この場合において、応募の辞退を希望する者は、参加辞退書（様式第8号）を「8 町の担当窓口」に持参、郵送又は電子メールで提出するほか、あらかじめ電話で連絡しなければならない。

（4）応募書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する企画提案書類等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他町が必要と認めるときには、町は企画提案書類等の全部又は一部を使用できるものとする。

イ 特許権等

企画提案書類等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 応募書類の変更禁止

応募書類は、それぞれの提出期限後において、差し替え、訂正及び再提出することを認めない。ただし、当該提出期限後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

エ 応募書類の返却

応募に関して提出された資料は、返却しない。

8 町の担当窓口

北広島町環境生活課ゼロカーボン推進室

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田1234番地（北広島町役場4階）

電話：0826-72-7365（課直通）

電子メールアドレス：kitaeco@town.kitahiroshima.lg.jp

9 審査及び選定結果の通知

（1）審査方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、選定委員会において総合的に評価を行い、特定者を選定する。ただし、審査の結果、最高評価得点数であっても配点合計の6割に満たない場合は、選定委員会が対応を検討する。

① 実施日時 令和8年9月1日（火） ※別途連絡する。

② 場 所 北広島町役場 ※別途連絡する。

③ 所要時間 1者あたり質疑含めて30分程度（説明20分、質疑10分）

④ 説明資料 提出された企画提案書等以外の使用は認めない。ただし、企画提案書の記載内容等をプロジェクトに投影し、プレゼンテーションすることは可能とする。

⑤ 説明機材 プレゼンテーションに際し、必要な機材のうち、プロジェクト（又は大型モニター）、HDMI ケーブルは本町が用意する。

⑥ 出席者 プレゼンテーションの出席人数は最大3名までとする。その際、管理技術者又は主任技術者が、必ず出席すること。

（2）評価項目

別紙「プロポーザルの審査基準」のとおり

（3）選定結果の通知

選定結果は提案者全員に通知する。同時に、特定者とその次点者の得点をホームページで公表する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

10 選定事業者との協議と契約締結

選定事業者は、町との協議により、企画提案内容を踏まえ、業務の詳細な内容を調整し、決定する。協議により、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、仕様書の項目を追加、変更、あるいは削除する場合はある。また、これにより、提案上限金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

11 支払条件

町は、事業者が実施する設計・施工業務に係わる業務委託料もしくは請負代金額について、あらかじめ定める額を業務完了後に事業者を支払う。

(1) 設計業務

前払金、中間前払金、部分払については、「なし」とする。

(2) 施工業務

① 前金払 「有り」

前金払の額は、施工業務に関する請負代金額の 40%以内とする。

② 中間前金払※ 「有り」

既に前金払の支払いを受けているもので、支払条件を満たした場合、適用する。

中間前金払の額は、施工業務に関する請負代金の 20%以内とする。

③ 部分払※ 「有り」

※「②中間前金払」と「③部分払」の双方を請求することはできない。

12 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び円とする。

(2) 参加表明書及び企画提案書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。

ただし、病休、死亡、退職その他のやむを得ない理由が生じた場合は、町の承諾を得て変更することができる。

(3) 企画提案書類に、要求水準を満たす旨の誓約、および具体的な対応方策を明確に記載すること。

(4) 本事業においては、町と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、設備が短期間に整備されることを優先することとし、一般的なリスクの内容並びに町及び選定事業者による分担の考え方は、**【別表】主要リスク分担表**のとおりとする。

(5) 契約の締結に先立って、北広島町議会の承認を受けるものとする。なお、契約の議案が否決された場合、仮契約は解除する。また、仮契約締結時から否決時まで、事業者が調査・設計のために要した経費は事業者の負担とする。

(6) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 参加申込書及び企画提案書が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

② 参加申込書及び企画提案書が、町の定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

- ③ 参加申込書及び企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 参加申込書及び企画提案書に虚偽に内容が記載されている場合
- ⑤ 選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル実施要領に定める手続きは除く。）
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑦ 北広島町の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- ⑧ 北広島町から指名停止等の措置を受けている場合
- ⑨ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当する場合
- ⑩ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ⑪ 破産法第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始申立てがなされた場合。
- ⑫ 北広島町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑬ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- ⑭ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ⑮ 国税、地方税を滞納している場合
- ⑯ その他、プロポーザル実施要領に違反すると認められる場合

(7) その他

- ① 参加事業者は、参加申込書及び企画提案書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、プロポーザルの審査及び記録としてのみ使用する。ただし、情報公開請求があった場合、北広島町情報公開条例第6条各号の公開しないことができる情報に該当しない場合、提案者の承諾を得ずに提案書類を公開することがある。
- ③ 参加申込書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ④ 参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- ⑤ 参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1提案に限る。
- ⑥ 企画提案者が1者であっても審査を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、特定者とする。
- ⑦ 事業者は、本事業の実施にあたり、町と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。

【別表】

主要リスク分担表（リスク分担凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者）

リスクの種類		No	内容	負担者	
				町	事業者
実施要領等		1	実施要綱等の各種公表文書の誤りや町の理由による変更に関するもの	○	△ *1
制度 関連	法令 変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ *2	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制 変更	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	事業者の利益に課されるものの新設・変更	○	
		6	上記 4、5 以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更		○
	許認 可等	7	事業管理者として町が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策 変更	9	政策変更（事業の取りやめ、その他）等による事業への影響）	○ *3	
社会	住民 対応	10	設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		11	事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境	12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
	第三 者賠償	13	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	町の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力		15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤など自然災害(落雷、積雪を除く)及び戦争、暴動その他の人為的な事象による設備の損害によるもの	○ *4	△ *4
経 済	資金 調達	16	事業に必要な資金の確保	○ *5	○
	物価 変動	17	設計・施工段階の物価変更（設備の更新費に関するもの）	○ *6	○ *6
測量・調査		18	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		19	事業者が実施した測量、調査の結果、既存設備等に当初想定でなかった重大な欠陥が発見された場合	○	
計画	設計	20	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画 変更	21	町の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	

工事	工事費 増加	22	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		23	町の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工事 遅延	24	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		25	町の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
	施設・ 設備 損傷	26	施工により施設又は設備が損傷した場合		○
要求性能		27	工事完了後、町の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
技術進捗		28	計画・設置段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合		○

(注釈)

- * 1 町が貸与する参考資料に関するリスクは事業者負担とする。
- * 2 環境関連の基準変更によって導入設備への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に町が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。
- * 3 政策変更（事業の取りやめ、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は町が負担する。
- * 4 不可抗力事由により、町に追加費用その他損害が発生した場合、町は事業者に損害賠償を行わない。ただし、落雷および積雪については発生することを想定し、天気予報や過去の気象観測データを確認するなど、事業者自ら遺漏なく対応すること。
- * 5 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）
- * 6 物価高騰リスクは、両者協議の上で契約金額を変更する対象とする。ただし、事業者側の調達努力を促すため、一定の変動幅までは事業者の範囲内とし、それを超える急激な変動については町が適切にスライド修正（増額対応）を行う。